

令和6年大崎上島町議会（第1回）定例会会議録（第4号）

1 令和6年3月25日大崎上島町議会定例会が大崎上島町役場に招集された。

2 出席した議員は次のとおりである。

1番	閑田大祐	2番	森若 厳
3番	渡辺年範	4番	浜田幸造
5番	尾尻康二	6番	進藤雅通
7番	水橋直行	8番	森 ルイ
9番	上青木 至	10番	信谷俊樹

3 欠席した議員は次のとおりである。

欠席なし

4 会議録署名議員は次のとおりである。

9番	上青木 至	1番	閑田大祐
----	-------	----	------

5 職務のため会議に出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	宮地丈彦	書記	角本奈緒子
--------	------	----	-------

6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

町長	谷川正芳	副町長	小田 博
教育長	恵良隆久	総務課長	山本秀樹
企画課長	川本亮之	税務課長	平道龍二
住民課長	柿本賢士	会計課長	亀井成美
福祉課長	川野義彦	保健衛生課長	竹下良二
地域経営課長	坂田 誠	建設課長	藤原通伸
教育課長	有田芳徳		

7 議事日程及び付議事件は次のとおりである。

第1 議案第32号 大崎上島町教育委員会教育長の任命につき同意を求めること
について

第2 議案第33号 大崎上島町教育委員会委員の任命につき同意を求めること
について

第3 議案第34号 令和6年度大崎上島町一般会計補正予算（第1号）

第4 議案第35号 工事請負契約の変更について

第5 発議第 1号 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見
書案

第6 各常任委員会、議会運営委員の閉会中の事務調査の承認につ
いて

8 会議の経過は次のとおりである。

午前9時00分 開議

○議長（信谷俊樹君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

暫時休憩いたします。

午前9時00分 休憩

午前9時50分 再開

○議長（信谷俊樹君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

○議長（信谷俊樹君） 日程第1、議案第32号大崎上島町教育委員会教育長の任命につ
き同意を求めることについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第32号大崎上島町教育委員会教育長の任命につき同意を求
めることについて提案説明を申し上げます。

本案は、恵良教育長の後任として佐々木智彦氏を教育長に任命したいので、地方教育行
政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでござ
います。任期につきましては、前任者の残任期間の令和6年4月1日から令和6年6月3
0日までの任期でお願いするものであります。

佐々木氏は、昭和58年に広島大学教育学部を卒業後、坂町立小屋浦小学校など2校で
教諭を務め、平成8年4月から広島県海田教育事務所、平成15年4月から広島県呉・賀
茂教育事務所、平成18年4月から広島県教育委員会事務局に勤め、平成22年4月から
広島県東部教育事務所の教育指導課長、平成24年4月から広島県西部教育事務所の副所
長、平成25年4月から広島県教育委員会管理部教職員課の人事管理監、平成26年4月
から尾道市立土堂小学校長を務め、平成30年4月に海田町教育委員会教育長に就任さ
れ、本年3月末をもって任期満了により退任予定となっております。

なお、教育長の任命に当たっては、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有する者のうちから地方公共団体の長が議会の同意を得て任命することとされており、経歴からもご理解いただけますよう、義務教育のみならず地方教育行政にも精通されており、幅広い視野で本町の教育行政をリードしていただける人材であると考えております。議員各位におかれましては、本案に対し適切な決定をしていただきますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

閑田議員。

○1番（閑田大祐君） この議案に対して反対するものではありませんが、一つ確認させてください。恵良教育長は年齢的にも、そして健康面でも特に不安があるような話を聞いておりません。それが、あとたった3か月という任期を残して退任される理由というのを少し教えていただければ。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 閑田議員のご質問にお答えいたします。

恵良教育長にあらましましては、この3年近く教育行政について大変ご尽力いただいております。昨年4月、私が町長になったときもその3年を全うして頑張るけれどもということを、この場でこういうことを申し上げるのは、何か人事の関係は、こういうことは申し上げるべきではないとは思っておりますけれども、恵良教育長のご意向がその3年間で誠に頑張るということで、それ以上についてはということでご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 年齢的にも体力的にもまだまだご尽力いただける人材であるかなと思っていたので残念なところなんですけども、本人がご決断されたことなので、それは尊重したいと思います。3年間ご苦労さまでした。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第３２号大崎上島町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて採決いたします。

大崎上島町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについては、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第３２号大崎上島町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、これに同意することに決定しました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第２、議案第３３号大崎上島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第３３号大崎上島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて提案説明を申し上げます。

本案は、教育委員会委員に出口一伸氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により議会の同意を求めるものでございます。任期につきましては、令和６年４月１日から令和１０年３月３１日までの４年の任期でお願いするものであります。

なお、教育委員会委員の任命に当たっては、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから地方公共団体の長が議会の同意を得て任命することになっております。

出口氏は、長年の教諭としての経歴、また本町教育長として過去約３年の実績からも本町の教育に精通されており、幅広い視野で教育行政を推進していただける人材であると考えております。議員各位におかれましては、本案に対し適切な決定をしていただきますようお願い申し上げます。

すみません、出口氏の教諭の経歴あるいは本町教育長として過去「3年」と私が言ったということですが、「9年」でございます。大変失礼いたしました。訂正させていただきます。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第33号大崎上島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

大崎上島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号大崎上島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、これに同意することに決定しました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第3、議案第34号令和6年度大崎上島町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第34号令和6年度大崎上島町一般会計補正予算（第1号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和6年度大崎上島町一般会計予算の総額に歳入歳出それぞれ3,827万

6, 000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億2,590万円と定めるものです。

今回の補正予算は、物価高騰による家計への影響に対する支援枠の拡大を伴う国の施策、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業の実施に要する経費として所要の補正を行うもので、歳出予算では民生費の社会福祉費、社会福祉総務費に住民税均等割のみの課税世帯に対する交付金及びその事務費に要する経費として住民税均等割世帯給付金等2事業で3,452万3,000円の新たな計上を、また住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯の18歳以下の子供に対する加算給付金及びその事業費として住民税非課税世帯等子ども加算給付金等2事業で375万3,000円を新たに計上し、歳入予算では繰入金に財政調整基金繰入金3,827万6,000円の追加により歳入歳出予算の均衡を図っております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質問は一問一答方式とし、質問数の制限はありませんが、同一質問の回数は3回までとします。

それでは、質問される方はページ数、款項目節を言って質問してください。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第34号令和6年度大崎上島町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第4、議案第35号工事請負契約の変更についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第35号工事請負契約の変更について提案説明を申し上げます。

大串地区統廃合に係る汚水調整池改築工事は、令和5年9月12日定例議会において、議案第58号として工事請負契約の議決を受け施行してまいりましたが、大崎浄化センターへの圧送後、仮設貯水槽の撤去及び大串浄化センター機械設備の撤去に時間を要し、工期内の完成が困難となり、工期を変更する必要性が生じたため、完成工期、令和6年3月25日を令和6年6月28日に変更したいので、大崎上島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を変更することについて議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。慎重審議の上、決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

森若議員。

○2番（森若 徹君） 1つだけ伺いするんですけど、工期が約3か月延長になっております。これによって工事費が後から負担が増えることはないんですか。それだけ教えてください。

○議長（信谷俊樹君） 副町長。

○副町長（小田 博君） ただいま工事を執行しながら、精算は執行した後になりますのではっきりこの場で変更はないかと言われますとお答えできないんですけど、また変更がないように努めて工事は執行しております。そういう状況でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 私の考えでは、工期が延びると、そうすると必ず人件費が必要に

なります、余分に。そういうことは想定されておられませんか。

○議長（信谷俊樹君） 副町長。

○副町長（小田 博君） お答えをいたします。

工事の内容は固まっております、その順序立てが少し区分けして延びてということなので、基本的には変更がかからないかなというふうには理解をしておるところであります。

○2番（森若 厳君） いいです。ありがとうございます。

○議長（信谷俊樹君） ほかにありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第35号工事請負契約の変更についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第5、発議第1号年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書案を議題といたします。

提出者より趣旨説明を求めます。

閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 発議第1号年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書案。

上記の議案を、大崎上島町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

令和6年3月25日、大崎上島町議会議長信谷俊樹様。提出者、大崎上島町町議会議員

閑田大祐。賛成者、大崎上島町議会議員渡辺年範、同じく進藤雅通、同じく水橋直行。

趣旨説明をさせていただきます。

昭和の時代からの制度と国際法のはざまで様々な省庁が人道主義や特例対応を許した結果、本来の立法趣旨からかけ離れた制度運用となり、日本人と外国人がいがみ合うような不公平が生じています。

国民年金や厚生年金の被保険者で日本国籍を有していない方が我が国を出国する際には脱退一時金を請求することができます。同時に、年金受給資格を喪失するため、将来的には無年金や低年金になります。脱退一時金の裁定件数は増加傾向にあり、過去10年間の累計値は72万件を超えました。72万件もの外国人の年金制度脱退を裁定するも、国側はその動向を把握しておりません。

年金を受給するためには最低10年間の加入期間が必要ですが、仮に我が国に在留を続け生活が困窮した場合、生活保護の支給対象となります。生活保護予備群を無尽蔵に生み出す制度運用であり、地方財政上の問題があります。

日本人は公的年金を脱退することができず、この現状を放置することは国民の間に強い不公平感を与えることになりかねません。

無年金である外国人の増加は、将来的に地方の財政負担につながります。このことは国の制度上の問題であり、地方行政では対応できません。大部分が法定受託事務であることに鑑み、現場となる地方から財政問題として声を上げる必要があります。

脱退一時金を請求した方は永続的に帰国する前提であるという制度の趣旨に立ち返り、政府においては地方財政を圧迫しないよう制度の是正を講ずることを、政府に意見書を提出するものであります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（信谷俊樹君） これで趣旨説明を終わります。

質疑、討論を省略いたします。

これより発議……。

○8番（森 ルイ君） 質疑はないんですか。

○議長（信谷俊樹君） これは発議なので。あなたは発議の中で検討して、意見は言ったんですか、ちゃんと。発議なので、この意見書を出すときにあなたも入ってたんでしょう、中に。そのときに自分の意見を、言うて発議しますという発言をしたんですか、してないんですか。どっちです。

○８番（森　ルイ君）　してないです。意見を言うに至らなくて……。

○議長（信谷俊樹君）　はい。

○８番（森　ルイ君）　意見を言うに至らなかったのも、なので今質疑したんですけれども。

○議長（信谷俊樹君）　ほいじゃあ、質疑を受けます。

森議員。森議員、いいですよ。

○８番（森　ルイ君）　今、議長のほうからもありましたが、こちらの意見書を出すに当たっての経緯について質問させていただきます。

これは陳情が出たことにより意見書となっているんですが、その経緯については、大崎上島町議会においては陳情を採択、不採択など、審査の結果が表に出てこないのも、町民の方もどのような経緯でこの意見書が出されたのかということを知る権利があると思いますので、どのような経緯でこの意見書を出すに至ったのかご説明を求めます。

○議長（信谷俊樹君）　閑田議員。そこでいいです。

○１番（閑田大祐君）　この経緯に至っては、意見書の取扱いを求めるという要望書、陳情書が議長宛てに届いております。議長が議会運営委員会に対してこの件について議論してくださいということで、議会運営委員会の中で、じゃあ総務委員会でこれを採択するかどうか審議してくださいということで総務委員会に諮っております。総務委員会の中で今回これを意見書として出そうということで決定しております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君）　森議員。

○８番（森　ルイ君）　私も総務福祉文教委員会の委員でありますので、こちらの陳情書を渡されたときに、それ以前にこの陳情書の存在を知らなかったのも、この陳情書をその場で配付されて、じゃあこれについてどうですかと聞かれたところで何も調べることができないという状態でしたので、賛成者のほうには名前を入れておりません。

これに関しましては、その後、いろんな市町の議会の審議ですとか、この陳情を意見書として提出している議会もあれば、聞きおきという形で置いているものもあり、継続審査にしているものもあり、様々な情報を調べてみました。それに当たっては、大崎上島町議会のやり方として総務福祉文教委員会に付託してるということにはなっているんですが、議会を通して委員会に付託しているわけではないので、委員会の過程においてどのような議論がされたのか、どのような経緯で意見書を出すに至ったのかということまでは分か

りません。

議会を通さずに委員会に付託するというのも請願ではなく陳情ですので法的に間違っていることではないとは思いますが、議会として審査の過程、もしくは意見書を出すに至った過程を明らかにすべきだと思いますので、総務福祉文教委員会の委員の中で審議が適正に行われていたかというところで意見を闘わせたわけではないので、それで意見書を出すということに対してご説明を再度お願いします。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） それはあなたの捉え方であると考えております。総務福祉文教常任委員会の中でこの件について審議、議論したことも確かですし、その際に意見が出なかったといいますか、これを採択に動きましょうという結論に至った。その中にあなたがいなかったというだけのことであります。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 総務福祉文教委員会に属さない議員については、この意見書が出たことに対して、この陳情があつて意見書が出たということを知らない議員もいました。そのあたりも説明をする必要があつたのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 私は、総務福祉文教常任委員会委員長として、この件に関して質問を一切受けておりません。例えば、この中身について教えてくださいということがあるんであればしっかりとした議論にもなるでしょうけども、そういったものが全くない状況の中でこの文面以上の説明というものがどれだけ必要なのか、それはこちら側では分かりませんよねというのが結論です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） この中には外国人の脱退一時金について記載されているわけですが、この脱退一時金というのは外国人が帰国などで日本を離れる際に、年金、今まで支払っていた分を今後受けることがないということで脱退一時金を受けることができるとなっております。

本町においても、外国人の労働者によって造船や農業などで支えられている産業もあると思います。このような意見書によって、最後の文、政府においては地方財政を圧迫しないよう制度の是正を強く要請しますということとありますが、この制度の是正を強く要請

するというのは脱退一時金の制度自体、脱退一時金を渡すべきではないということについて強く要請するものなのかどうか確認させてください。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 部分的に、ミクロではなくマクロで見ていただきたいと思います。脱退一時金ということが趣旨の大前提にはなっていますが、これを受けながら生活保護を受給する人、これが本来の趣旨であります。その上で、こうした案件、年金制度脱退に関する件数については72万件で、この後これに該当する人がどの程度生活保護を受けているかという数字については把握はできておりませんが、ただそれが増加傾向にあるということは報道でもされております。そうしたことを受けて、これら全体を含めたところでの制度設計の見直しを求めるものであります。

○8番（森 ルイ君） いいです、質疑のほうは。

○議長（信谷俊樹君） 森議員に言いますけども、同じ委員会の中なんで、こういうふうなご質問はそのときにちゃんと議論をして、討論をして。その後、納得できん部分についてはしょうがないけども、この本会議中に意見をああじゃ、こうじゃと言うのはなかなか厳しいところがあるので、気をつけながらやってくださいね。

分からなかったら後で聞きに来てください、私が説明しますんで。

これより発議第1号年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書案についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第6、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の事務調査の承認についてを議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長から各委員会における事務調査等の事件について、会議規則第75条の規定によって閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定されました。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで令和6年第1回大崎上島町議会定例会を閉会いたします。

午前10時19分 閉会

会議経過を記載してその相違ないことを証するため署名する。

議 長

署名議員

署名議員